

平成22年7月12日
富国生命保険相互会社

遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて

平成22年7月6日、最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

この判決を踏まえ課税取扱が変更されれば、弊社で取り扱っている同種の商品に加入し、年金をお受け取りになっているお客さまにつきましては、税金が還付される可能性があると考えられます。(ただし、課税取扱が変更されるまでは、現行と同様の取扱になることをお含みおきください。)

今後、社団法人生命保険協会から税務当局に対して課税取扱についての確認が行われることになっております。弊社におきましては、その結果を踏まえて、適切な対応を検討してまいりますので、お客さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い致します。

以上

【本件に関するお問い合わせ窓口】

お客さまセンター

フリーダイヤル：0120-259-817

受付時間：9:00～17:00

(土・日・祝日、12/30～1/3を除く)